

写

平成28年2月17日

杉並区町会連合会
会長 藤枝 宏友 様

杉並区長

田中良

要望回答について

日頃より、杉並区政に対しましてご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。平成27年10月23日にいただきました要望について、下記のとおりお答えいたします。

記

1 首都直下地震に備え、建築物の耐震化や市街地の不燃化などの震災対策として助成金を設けるなど充実強化を図ること。

また、緊急時の避難や消火活動など防災機能を阻害している狭あい道路の解消や延焼火災の要因となりうる木造密集地域の解消の実現に向けた取り組みを強化すること。

近い将来発生が予想される「首都直下地震」に備え、建物の耐震化・不燃化や狭あい道路の拡幅整備など、災害に強いまちづくりの取組は、最重要課題の一つです。

耐震化の取組としては、「杉並区耐震改修促進計画」に基づき、区内建築物の耐震化を計画的かつ総合的に進めていくために、区民や事業者に対する説明や助言・指導を積極的に行うとともに、耐震診断支援・耐震改修助成などを実施してまいります。

また、青梅街道や環状七号線など、災害時に特に重要な「特定緊急輸送道路」の沿道建築物や木造住宅密集地域内の建築物の耐震化を東京都と連携して重点的に促進してまいります。

不燃化の取組としては、建築物不燃化助成により、震災救援所などの建築物の不燃化を図るとともに、杉並第六小学校周辺地区、方南一

杉並区

丁目地区では不燃化特区制度を活用し、老朽建築物の除却や建替えの助成などにより建築物の不燃化を促進し、木造住宅密集地域の解消に向け、取組を加速させてまいります。

狭い道路拡幅整備の取組としては、これまでの建替えに伴う拡幅整備に加えて、災害時の火災延焼等による被害が想定される木造住宅密集地域を重点地区として、建物は後退しているが道路拡幅整備が完了していない箇所を対象に、職員が戸別訪問して区が積極的に拡幅整備を進めています。

今後も区内建築物の耐震化・不燃化や狭い道路の拡幅整備など、関係部署で連携を図り、安全で安心な防災まちづくりを推進してまいります。

2 台風などの豪雨対策や都市型水害対策として、水害が多発する地域への雨水貯留・浸透施設の整備などを重点的にかつ早期に実施するとともに、東京都に対しても河川・下水道整備対策の早急な整備の実施を要望すること。

杉並区内では、局地的で短時間の強い雨、いわゆるゲリラ豪雨が多発しており、善福寺川などの洪水による水害に加え、川から離れた低地でも浸水被害が度々発生し、水害対策は区の重要課題となっております。

豪雨による水害から区民の皆様の暮らしを守るために、区では、降った雨を川や下水道に集中させない雨水流出抑制対策に取り組んでおり、道路や学校など公共施設への雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、民間の建築等に対しても雨水流出抑制対策への協力を求め、個人住宅などに雨水浸透施設の設置助成も行っております。特に、平成25年、26年と水害が多発した地域については、今年度「水害多発地域対策の推進」を事業化し、地域の実態に応じて、道路排水施設の増設、周辺の道路・公園への雨水貯留・浸透施設の集中整備などに取り組んでいます。

東京都では、区内各所で河川整備工事を進めており、平成28年度には善福寺川調節池が取水を開始する予定です。下水道についても、第二桃園川幹線の整備などが予定されています。河川や下水道の整備は、治水対策の根幹となるものです。区といたしましても、引き続き

事業促進の要請を続けるとともに、都との連携をより一層強化してまいります。

今後も、安全で安心な防災まちづくりのため、総合的に治水対策を進めてまいります。

3 災害発生時の被害を低減させる減災の観点から、震災救援所運営連絡会、防災訓練、災害備蓄品、災害時要援護者の支援体制などの一層の充実強化を図ること。併せて地域住民の具体的な行動体制を確立すること。

また、地域の実情に合わせて民間施設なども震災救援所として活用できるよう取り組むこと。

区では、区立小中学校等65か所の震災救援所（避難所）を避難者の生活支援の場として提供しており、そこで使用する災害対策用備蓄品については、より活用しやすいものに変更するなど、さらなる充実に努めているところです。また、震災救援所運営連絡会を中心とした訓練としては、よりリアルな図上訓練（HUG）や通常の防災訓練を通して、さらなる地域防災力の向上に取り組んでおります。併せて、平成27年度には、震災救援所運営管理標準マニュアル改訂版を提示し、各震災救援所において、より実践的な行動体制などを盛り込んだマニュアル作成に着手しているところです。

この震災救援所を補う施設として、公立私立を問わず区内の22の学校と協定を結び、震災救援所の補助代替施設として整備を進めています。

また、災害時に支援が必要な方を対象とした第二次救援所については、7つの地区区民センターを指定するとともに、官民を問わず福祉施設15か所を福祉救援所として指定して、受入体制や災害対策用備蓄品の確保について整備を進めています。

今後については、帰宅困難者対策の一時滞在施設の確保や、それに伴う官民の災害拠点施設見直しや要員の確保などを含め整理すべき課題もあることから、現行施策の充実と併せて、取り組んでまいります。

今後とも、減災の視点に立った災害対策の充実に努めてまいりますので、皆様方の更なるご尽力をよろしくお願いします。

4 安全パトロール隊による防犯パトロールや住宅の防犯診断の充実、区立施設等への防犯カメラの増設、住宅街の危険な場所への防犯カメラの設置、街路灯のLED化など、安全・安心な地域づくりを一層推進すること。防犯カメラの設置場所については、地域住民の意見を聞くこと。

また、違反広告物が後を絶たないため、対策のより一層の強化を図ること。

区では、誰もが安心して暮らせる、犯罪の起こりにくいまちを目指し、安全・安心な地域社会づくりに取り組んでおります。

主な対策として、

- (1) 安全パトロール隊員による防犯パトロール、巡回安全パトロールステーションでの相談業務、防犯診断の実施や広報活動のほか、地域住民との合同パトロールの実施
- (2) 防犯自主団体への設立及び継続に対する補助金の交付
- (3) 区内の犯罪発生状況や既存のカメラの設置状況等を勘案した上で、地域住民や警察の意見を踏まえ、必要な場所へ必要な数の防犯カメラの増設
- (4) 社会全体での振り込め詐欺被害防止対策
- (5) 区民の方との協働による落書き消去活動などを実施しております。

今後も、警察をはじめ関係団体や地域の方々との連携を強化し、地域に根ざした防犯対策を推進してまいりますので、ご支援・ご協力をお願いいたします。

街路灯のLED化につきましては、本格的な導入に向けて、現在、製品開発の動向を注視するとともに、試行的に設置しています。今後も性能の向上や普及に伴う価格の低下が期待できるため、本格的な導入に向けて検討しているところです。

杉並区内の電柱等に掲示されている違反広告物については、区と警察合同で月2回程度の除却を行う他、日常のパトロール時にも除却を行っており、一定の実績を上げています。しかしながら、指導や除却を行っても繰り返される現状があり、違反広告物は後を絶ちません。そこで、約1,200人の除却協力員の方々との連携や、安全パト

ロール隊との連携を強化して違反広告物を除却しているところです。引き続き、関係機関と連携し、除却体制の一層の充実を図ってまいります。

5 自転車による事故等の撲滅を目指し、自転車利用者に対する交通安全ルールの遵守とモラルの向上を図るため、広報紙への掲載など対策を一層強化すること。また、子供に対する安全教育を行うこと。

これまででも、区では区内で発生する自転車事故の減少を目的にあらゆる世代を対象に、自転車安全利用の啓発活動を実施していますが、本年6月に改正道路交通法が施行され、自転車のルール違反者に対して罰則の厳格化がなされたことにより、区報や自転車教室などで更に周知を図っております。

また、毎年区立小学校で4年生を対象にした自転車実技教室、3年周期の区立中学校でのスタントマンが自転車事故を再現する交通安全教室「スケアードストレート」を実施しており、若年層の交通安全教育にも努めています。

今後も、広報紙やホームページでの自転車ルールやマナーの特集記事などを通じて、交通安全への関心や意識の向上に努めてまいります。

6 交通事故の撲滅を目指し、交通安全の確保を図るため、道路や歩道の安全点検を強化し、カーブミラーの設置など交通安全施設の整備や街路灯の照射を妨げる樹木の剪定など交通安全施設が有効に機能するよう障害物の除去を行うこと。

交通安全施設については、その機能が十分に発揮できるよう、定期的な点検を実施するとともに、点検の結果、早急に対応が必要な個所については、その都度、個別に対応（樹木の支障枝剪定については、地先の方に剪定の協力をお願いする場合もあります。）しております。

併せて、所轄警察の協力や地域住民のご協力を得ながら、現場の状況に応じた交通安全施設を設置し、交通事故の減少や道路利用者の安全性向上を図ってまいります。

7 2020年東京開催のオリンピック・パラリンピックでは、国内外から大勢の人々が訪れる。誰もが、便利でかつ安全で快適なまちづくりを目指し、公共的施設やまちの中の段差の解消や様々な障壁をなくすユニバーサルデザイン整備の一層の推進を図ること。

これまででも、移動の利便性や安全性の向上を図るため、鉄道駅を中心とし、事業者の協力を得ながら、駅のエレベーター設置、周辺道路の段差解消、無電柱化などを行い、多くの移動空間のバリアフリー化を進めてまいりました。

今後も、「杉並区バリアフリー基本構想」に基づき、駅施設などの交通関連施設に加え、建物や公園など誰もが利用する施設を対象に、より面的、一体的なバリアフリー化に取り組み、ユニバーサルデザイン整備の一層の推進を図ってまいります。

8 多くの人が利用する荻窪駅周辺について、南北分断の解消と利便性の高い都市空間の創出を図るために、地域住民との連携・協力のもと関係機関との協議・調整を行い早期の実現に向けて取り組むこと。

荻窪駅周辺まちづくりについては、地域住民主体の「荻窪まちづくり会議」におけるまちづくり構想の検討等を通じて、地域の方々とまちの将来像を共有しながら、これまで着実な推進を図ってきました。

今後、「荻窪まちづくり会議」からのまちづくり構想の提案等を踏まえ、まちづくり方針を策定するとともに、区民や事業者等と協力し、具体的な事業化に向けたハード・ソフトの取組を進めてまいります。

9 都市計画高井戸公園について、東京都との連携をより一層強化し、みどりに囲まれたスポーツ・レクリエーションの拠点や防災性の向上を図るための整備を早期に進めること。なお、東京都が整備を行うまでは、オープンスペース機能の維持や区民が利用できるよう万全の措置を講じること。

東京都は、都市計画高井戸公園の事業認可区域について用地取得を

完了し、平成27年5月には住民の皆様に説明会を実施したうえで、工事を開始しました。なお、地域等からの要望を踏まえ、最初の工事区域が完成するまでの間、工事予定区域の一部を、区の一時遊び場として区民に開放しております。また、工事中も、発災時には避難場所として使用することについても、都区で確認しております。

区いたしましては、今後も東京都に対して、公園整備についての区民や地元への丁寧な対応を働きかけていくとともに、オープンスペースとしての機能維持に努めてまいります。

10 東京外かく環状道路の整備については、周辺住民への影響が大きい。定期的な説明会や話し合う場を設定してほしい。

事業者である国は、沿線住民に対し、広報紙である外環ジャーナルの発行やホームページ等で広く情報提供すると共に専用フリーダイヤルを設け、常時対応を行っております。また、外環の事業概要等について、パネルや模型などを用いての情報提供や説明を行うオープンハウスも適宜開催しております。

区は、今後も更に沿線住民に対し丁寧な対応を行うよう国に求めてまいります。

11 自然エネルギーなどの再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー対策の充実などにより、地球にやさしい住宅都市づくりを推進すること。特に震災救援所には災害発生時、太陽光発電などにより電気の供給ができるようにすること。

杉並区総合計画では、「各家庭や事業所、公共施設等において再生可能エネルギーの導入が進み、杉並産エネルギーが拡大するとともに、一層の省エネ・低炭素化の取組が定着し、災害に強く快適で環境にやさしい住宅都市づくりが進んでいる。」ことを目標に掲げています。

具体的な取組としては、震災救援所（区立小中学校等）に、太陽光発電機器と蓄電池を設置し、災害時に必要なエネルギーを供給するとともに、平常時は、生み出した電力を自家消費することで電気料金の軽減やピークシフトに役立ててまいります。平成27年度には13所に設置いたします。その後、28年度14所、29年度7所に設置す

る予定です。

また、引き続き再生可能エネルギー機器、蓄電池や省エネルギー機器の設置助成を行い、一層の普及を促してまいります。

区はこれからも、地球にやさしい住宅都市づくりのために、様々なエネルギー対策を行ってまいります。

12 区内全域における歩きたばこ、ポイ捨て及び路上禁煙地区における喫煙の取締りを強化するとともに、喫煙ルールの徹底とマナーの向上を図りきれいなまちづくりを進めること。

「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」により、区内の主要6駅周辺を路上禁煙地区に指定し、区内全域で歩きタバコ及び吸殻等のポイ捨て禁止をしております。

こうした喫煙ルールを徹底させるために、路面表示等でルールを促すと共に、職員の巡回指導のほか、朝の通勤時間帯を中心に、民間警備会社によるパトロールも行っております。さらにシルバー人材センターにも委託して、路上禁煙地区をはじめ、区内全域で注意・指導を行っております。

これらの指導では、通勤時の歩きタバコやポイ捨てが特に目立つ通りや、禁煙違反者が目立つ地点を集中的にパトロールする等、最も効率的で効果的な指導をしております。

また、地域の祭り等の行事に参加して、啓発グッズの配布や声かけ等による喫煙マナー向上の啓発活動も行っております。

今後も、様々な工夫を凝らし、喫煙ルールの徹底に取り組んでまいります。

13 ゴミ捨て場と化している空き家、廃棄物が適正に管理されていない住宅、老朽化が進み倒壊の恐れがある住宅などについて、その解消に向けた具体的な取り組みを実施すること。

空家問題は、全国的な社会問題となっております。その数は、全戸数の10%を超えるとも言われております。空家は適正に管理されなければ問題ありませんが、管理を怠り、放置されたままの空家は、樹木繁茂や害虫、ごみの不法投棄等が発生します。さらには老朽化が進

んで建物倒壊の恐れが出る等、不適正管理の空家に対する対策が求められております。

区では関連する部署で連携して、空家の状態を把握した上で、ごみや樹木は環境課、倒壊危険は建築課と連絡を取り合って、所有者等に適正な管理を促す指導を行う等の対策を講じております。

今般、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。区では、学識経験者等からなる同法に定める「空家等対策協議会」を設置しました。ここで、「杉並区空家等対策計画」について審議していただき、計画を策定いたします。

今後は、この「杉並区空家等対策計画」に基づき、区の空家等対策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

14 ごみの減量・資源化やまちの美観を確保するため、ごみ出しルールのきめ細かな指導を徹底して行うとともに、古紙などの資源の持ち去り防止対策を継続して進めること。

特に集合住宅においては、不動産業者等の協力を得るなど対策の強化を図ること。

ごみの減量・資源化を推進し、まちの美観を守るため、引き続き「ごみ・資源の収集カレンダー」の全世帯（事業者含む）への配布や、スマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し達人（マスター）」の配信等により、ごみ出しルールを区民の皆様に広くお知らせするとともに、ルールの守られないごみ集積所では、清掃事務所による排出調査・指導を行ってまいります。

また、東京都宅建協会や全日本不動産協会には、区内の集合住宅入居者に対しごみ出しルールに関する冊子の配布にご協力いただいており、この取り組みも継続してまいります。

資源の持ち去り対策につきましては、平成21年5月開始以降、平成27年10月までに刑事告発をした者が延べ35名、氏名等を公表した者は延べ115名です。

今後も必要な措置を講じながら、資源の持ち去り防止に取り組んでまいります。

15 単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加により、介護が必要な高齢者も増加しており、地域の中で必要な支援を受けながら安定した生活ができるよう、高齢者施策の推進に努めること。

また、介護が必要になっても住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、特別養護老人ホームなどの介護保険施設の充実に努めること。

地域包括支援センター（以下「ケア24」という。）は、地域の総合相談窓口となり、必要な在宅支援サービスの案内等を行うとともに、介護保険のサービスへつなぐ役割を果たしています。平成27年度からは、ケア24に配置した「地域包括ケア推進員」を中心として、認知症対策や在宅医療、高齢者の生活を支える地域づくりの推進に取り組んでいます。

また、認知症の高齢者が増える中、新たに「認知症初期集中支援チーム」による訪問支援を実施し、認知症が疑われる高齢者を医療や介護のサービスにつなげ、早期診断・早期対応に向けた地域での自立した生活をサポートしていきます。

引き続き、高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるようニーズに応じた見守り体制を充実します。

また、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の介護施設については、区立施設再編整備計画により生み出された区有地をはじめ、国有地・都有地、民有地の有効活用や建設助成、更に特別養護老人ホームの区域外整備など多様な手法を用い、引き続き整備を推進していきます。

16 マイナンバー制度について、高齢者等に対しては、わかりやすいテキストを作成すること。また必要に応じて説明できる体制を整えること。

マイナンバー制度や通知カード・マイナンバーカード等の説明につきましては、区の広報では、平成27年6～11月について、毎月マイナンバーに関する情報を掲載しているところです。また、国では、内閣官房を中心として様々な別表のようなマイナンバー説明用の資料を作成し、自由にお使いいただけるようになっています。

なお、区の公式ホームページでは、広報のバックナンバーを確認い

ただけるほか、内閣官房のページにつきましては、「くらしのガイド」の「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」からリンクを行っております。これらの資料を確認いただけます。

また、マイナンバーに関する説明につきましては、平成27年度には、各町会・自治会にて区からの説明の場をいただいた他、区内のさまざまな団体の会議等の場で広報活動や説明を行わせていただいたところです。

今後も、制度等の理解のための説明会等のご要望がございましたら、関連機関や部署と連携し、対応させていただきますので、情報政策課までお声掛けください。

17 保育の待機児童対策に着実に取り組むなど、女性が働きながら安心して子どもを産み育てられる環境整備を促進すること。

女性の就業率の高まりを背景に、保育を希望する保護者が増加していることから、認可保育所を核とした保育施設を整備するとともに、区立施設再編整備計画に基づき区立保育園を改築・改修し、待機児童の解消を図ってまいります。

また、平成27年度から実施された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、全ての子どもの健全育成と保護者が安心して働ける環境を整えるため、障害児保育、病児保育及び延長保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。

18 AEDを身近なコンビニエンスストアなどにも設置すること。

AEDの配置につきましては、心臓発作の出現率が高い場所として、人がたくさん集まる公共施設を中心に計画的に配置をしております。しかし、多くのAEDを配置しても、AEDによる救命技能を確実に習得した人がその場にいなければ、救命効果を上げることはできません。

そこで、区では地域大学の講座を活用して、AEDを含めた応急手当の知識を習得した救急協力員（すぎなみ区民レスキュー）の養成を図っております。

今後とも、一人でも多くの命を救う応急手当の普及に努めてまいり

ます。

19 次代を担う子どもや青少年の健やかな成長を育むため、様々な活動への参加を支援する仕組みを整備すること。

また、非行防止対策等を強化し青少年の健全育成を推進すること。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を育むことは重要なことと考えております。そのための取組のひとつとして、今後も杉並区次世代育成基金を活用して、国内外の異なる地域での様々な体験の機会となり得る事業を実施し、子どもたちがこれらの事業への参加を通して、視野を広げ、夢を描き、夢に向かって歩んでいけるように支援してまいります。

また、非行・犯罪につながる未成年の内からの飲酒・喫煙及び薬物乱用の防止啓発については、誘惑が多くなる学校が長期休業する夏・冬休み期間を中心に、学校・地域・家庭において、子どもたちに触れさせない環境づくりを進めてまいります。

さらには、地域の青少年育成の事業を充実させ、子どもたちが地域活動に積極的に参加・協力していく体制を整えるとともに、地域の各団体の協力のもと、全区的な催しとして定着してきた「すぎなみ舞祭」の開催を通して、地域の子どもたち、大人たちの交流を深めることにより、地域の絆を強めてまいります。

20 区立施設再編整備計画に基づく整備等の具体化にあたっては、幅広く地域住民の意見をよく聞いて取り組むこと。

杉並区区立施設再編整備計画は、平成25年9月と11月の2度にわたって素案を公表し、これに対して地域・関係団体や区議会のご意見をお聞きするとともに、地域説明会や区民アンケート、区民意見交換会を実施し、幅広く区民の皆さまのご意見等も伺いました。

平成26年1月には、これらのご意見等を踏まえ修正を加えた計画案を公表し、地域説明会や区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）を実施いたしました。さらに、そこでいただいたご意見や区議会でのご意見等を踏まえ、平成26年3月に「杉並区区立施設再編整

備計画（第一期）・第一次実施プラン」を策定したものです。

この第一次実施プランの具体化にあたりましては、個別施設ごとに設計や建設に関する近隣説明会を開催するなど、地域の皆さまからのご意見等の把握と反映に努めてまいりました。

今後も引き続き区民の皆さまのご意見等を丁寧にお聞きしながら、取り組んでまいります。

21 町会・自治会が、多くの地域住民の参加と様々な地域団体との協働の下に活動を活性化していくよう、「杉並区まちの絆向上事業助成」の継続・充実や町会・自治会への加入促進の支援など、町会・自治会活動に対する積極的な支援に努めること。

「杉並区まちの絆向上事業助成」につきましては、平成27年度より300万円の予算を増額して500万円としました。また、町会・自治会加入促進、活動活性化実践講座を杉並区町会連合会と協働で開催いたしました。今後もこうした取組を、杉並区町会連合会と連携し推進してまいります。

22 杉並区と委託契約をしている「区政協力委託」事業については、平成14年度に委託料が改定されて以降改定されていない。経済情勢や物価上昇等を考慮し委託料を見直すこと。

「区政協力委託」事業でお願いしております掲示板へのポスター掲示や、チラシの回覧板による会員への周知などは、年々増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、単価等を見直してまいります。

23 平成20年度に清掃協力会から移行された事業に対し、これまでと同様に継続して支援に努めること。

これまで、町会・自治会の皆様のご理解とご協力のもと、清掃事業を円滑に進めることができました。今後も清掃懇談会、清掃研修会、清掃施設見学会を引き続き実施し皆様の活動への支援に努めてまいります。